

1975.7.20

原爆被爆者問題 NO.31 (1)

# 孫 振 手 や く の 勝 訴

朝鮮人被爆者孫振斗さんの「原爆手帳裁判」は高裁でも勝った。当然のこととはいえ、「控訴棄却」の判決を聞いた時、あがいたと思つた。

孫さんは、七十一年十二月、「密入国」して来て以来、「自分の体をもとどおりにしてほしい」と、日本での原爆症治療を要求している。孫さんの訴えを日本政府は黙殺、妨害しつづけている。七一年十月、孫さんは体を二わして刑務所から仮放免され福岡県病院に入院中、福岡県知事に原爆手帳交付申請をした。「日本人ならすぐおられるケース」(窓口の職員)であつたのに県は数ヶ月も放置した。「放置する事は違法である」という訴訟を孫さんが起つたら、県は回答をした。それは「却下」であった。そこで「却下処分取消訴訟」が起つされた。一審で孫さんが勝訴したのが昨年三月、奥に手帳申請から二年半がすぎていた。孫さんの治療と在留を妨害しつづけてきた県=厚生省=国は、一審判決を不服として、更に控訴した。そして、一方で孫さんは、一晩入院していた他は、刑務所あるいは大村

收容所に拘束されつづけているのである。  
県側は、二審判決でも完全に敗れた。もう二回以上、孫さんの原爆症治療を妨害させてはいけない。最高裁に上告をさせではいけない。

孫さんの前には、今はお二つの壁がある。ひとつは県側が上告すれば、手帳交符がまた遅れることである。もうひとつの壁は、「強制送還」である。国側は、勝ち目のない手帳裁判はあきらめて、強制送還してしまおうとしている。孫さんにとつては、たとえ手帳を手に入れても送還されてしまえば、治療を実現できまい。治療と在留がともに必要なのである。その強制送還裁判も、十月十七日には孫さん自身が証人として立つ段階にきている。

今回の二審訴訟は、一一二四〇意味で孫さんの治療と在留のためのほんの一歩稼であり、二万人の在韓被爆者のことを考えるなら、ほんとうに「はじめの一歩」にすぎない。

